環境マネジメントシステム(EMS：Environmental Management System)

みちのくEMS規格第3版対応

|  |
| --- |
| EMS組織の状況表 |

2016年10月1日

第1.0版

改　訂　履　歴

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 改訂  番号 | 年月日 | 改訂内容 | 承認者 | 作成者 |
| １ | 2016.10.01 | 新規制定 |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**目 次**

[第１章　組織の状況 2](#_Toc441504606)

[1. 組織及びその状況の理解 2](#_Toc441504607)

[2. 利害関係者のニーズ及び期待の理解 2](#_Toc441504608)

[第２章　組織の状況による適用範囲 3](#_Toc441504609)

[第３章　ISMS推進体制 4](#_Toc441504610)

[1. EMS推進体制 4](#_Toc441504611)

[2. EMS推進体制の権限及び責任 5](#_Toc441504612)

[第４章　業務プロセスと利害関係者 7](#_Toc441504613)

[第５章　リスクと機会 8](#_Toc441504614)

[第６章　敷地、建物、配置図 9](#_Toc441504615)

は　じ　め　に

本標準は、EMSマニュアルに基づき、EMSを運用する上で必要な組織の状況及び適用範囲を規定することを目的とする。

# 第１章　組織の状況

## 1. 組織及びその状況の理解

|  |
| --- |
| 【組織の目的（事業目的）】  経営ビジョン  「お客様に安心・満足・感動していただく価値共創パートナーの実現」  例１＞ＯＡ機器、通信機器及び関連機材、消耗品などを中心とする販売と、業務改善を含めたコンサルティングから、システム設計、アフターサービスまでのオフィスのトータルソリューションを提供する。  例２＞土木工事、建築工事、建築物の提供を通じて、地域社会の発展へ貢献する。 |
| 【EMSの意図した成果】  例＞事業収益の向上と環境負荷の低減、環境保全の実現のために積極的に努力し、社会、顧客、従業員等からの高い評価と組織の事業プロセスの改善を達成するとともに、新たな事業領域の機会を広げていく。 |
| 【EMS外部の課題】  ①環境への高まり及び法的要求事項への対応  ②環境影響の脅威の広がりに対し、高い対策が求められている  ③コンプライアンスの高まりと、それに対応する組織及び従業員への教育  ④事業継続への要求への対応  ⑤顧客及びビジネスパートナーとの信頼関係の構築  ⑥地域、近隣住民へ安全、安心な事業活動の展開と信頼関係構築   |  | | --- | | 【外部の課題】 | | * ・気候、水質、大気の質、汚染 * ・社会、政治、金融、技術 * ・市場傾向 * ・その他当社の経営・事業に関わる外部状況及びその課題 | |
| 【EMS内部の課題】  ①経営組織と環境マネジメント体制との一体化  ②経営方針及び戦略展開における環境マネジメントをベースとした環境リスク対策  ③ISO14001認証を強みとした市場の拡大、新規開拓  ④人材の確保及び育成  ⑤業務改革、改善への取り組み  ⑥従業員及びビジネスパートナーへの教育   |  | | --- | | 【内部の課題】 | | * ・組織体制や文化 * ・人的資源、知識・保有技術 * ・情報システム * ・その他当社の経営・事業に関わる内部状況及びその課題 | |

## 2. 利害関係者のニーズ及び期待の理解

|  |
| --- |
| 【外部の主たる利害関係者】  お客様、地域住民、業務上のビジネスパートナー、供給者、IT及び関連サービス委託先、業務上のサービス業者、インフラストラクチャー関係業者、関係当局、専門組織 |
| 【外部の主たる利害関係者のニーズ及び期待】  ①法的要求事項への対応  ②「品質・環境・安全」対応の製品、サービスの提供  ③コンプライアンスの高まりと、それに対応する組織及び従業員への教育  ④事業継続への要求への対応  ⑤顧客及びビジネスパートナーとの信頼関係の構築  ⑥地域、近隣住民へ安全、安心な事業活動の展開と信頼関係構築  ⑦ISOの認証 |

|  |
| --- |
| 内部の主たる利害関係者】  従業員、常駐するビジネスパートナー |
| 【内部の主たる利害関係者のニーズ及び期待】   1. 経営方針及び戦略展開とISO14001認証を強みとした市場の拡大、新規開拓 2. 業務プロセスと環境活度の一体化 3. 顧客をはじめとした利害関係者との信頼関係を築く 4. 人材の確保及び育成 5. 業務改革、改善への取り組み 6. 従業員及びビジネスパートナーへの教育 |

建設業等の例

1. みちのくEMSに関わる利害関係者

周辺住民、協定締結者（団体）、当社への関心が高い個人又は団体、消費者、発注者、

資材販売会社、協力業者等

1. 利害関係者のニーズ・期待（要求事項）

発注者からの施工技術や使用資材に対する期待

オーナーの事業運営からの期待

利害関係者が描く組織像・組織文化

関連法規制

1. 当社が順守義務として決定した要求事項

周辺住民との合意事項

業界団体の標準・取決め

総合評価による入札の提案内容

　　参照＞第４章「業務プロセスと利害関係者」

# 第２章　組織の状況による適用範囲

事業領域 ：

| 適用範囲の項目 | 適用範囲 |
| --- | --- |
| 適用組織  認証登録組織名称／所在地 | みちのくＥＭＳ認証機構事務局  〒981-3121　仙台市泉区上谷刈３－１０－６ |
| 事業領域 | 例１＞ＯＡ機器、通信機器及び関連機材、消耗品などを中心とする販売と、実務改善を含めたコンサルティングから、システム設計、アフターサービスまでのオフィスのトータルソリューションを提供する。  例２＞土木工事、建築工事、建築物の提供 |
| 主要資産 | 本社ビル  工場  支店、営業所  作業現場 |
| 適用範囲に含まれる従業員等 | 社員、契約社員、派遣社員、パート・アルバイト |
|  |  |

【除外する組織と除外する理由】

|  |  |
| --- | --- |
| 組織名 | 除外理由 |
|  | 例1＞適用範囲となる部署が、事業上の要求から先行して取り組むため  例2＞従業員等が常駐せず、環境負荷が小さいため |

# 第３章　EMS推進体制

# 1. ISMS推進体制

**EMS監査員**

**EMS監査責任者**

**環境管理責任者(　　　)**

**最高経営責任者（社長）**

)

**EMS委員会**

【委員長】

【委員】

**EMS推進責任者**



## 2. EMS推進体制の権限及び責任

当社の環境マネジメントシステム組織における、役割、権限、責任を下記の通りとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 責任者 | 主な業務内容及び責任と権限 |
| 社長 | ①当社の環境マネジメントの最高責任  ②管理責任者の任命及び環境マネジメント組織の決定  ③環境方針の制定、環境目標・目標の承認  ④環境マニュアルの承認  ⑤環境マネジメントシステムの実施及び管理に必要な資源（人･物･予算･時間など）の提供  ⑥内部監査員の任命  ⑦最高経営者による見直しの実施 |
| 管理責任者 | ①みちのくEMSの構築と運用  ②環境マニュアルの起案、見直し及び「関連文書・手順書類」の承認  ③環境マネジメントプログラムの承認  ④環境マネジメントシステム実績等の経営者への報告  ⑤コミュニケーションの推進  ⑥是正処置と予防処置の管理  ⑦環境教育と訓練の総括 |
| 事務局 | ①環境文書、記録、報告書等の配布と原本保管  ②管理責任者の実務サポート |
| 実行部門部長 | ①目的・目標を達成するために運用の責任者。  ②自部門の環境マネジメントシステムの推進と実績を報告。 |
| 実行部門課長 | ①環境側面と環境影響評価の確認  ②環境目的･目標･プログラムの運用  ③自部門の教育訓練の確認  ④是正処置、予防処置 |
| 関る全員 | ①環境方針及び環境目的･目標達成のための活動  ②環境活動への協力 |

# 第４章　業務プロセスと利害関係者

別紙

# 第５章　EMSにおけるリスクと機会

EMSにおけるリスクと機会

|  |
| --- |
| 【リスクの決定】  事業目的、EMSの成果の未達  利害関係者の期待、ニーズへ未対応  —　環境パフォーマンス（環境負荷）の増大  —　順守義務への不敵合、コンプライアンス違反  —　環境目標の未達成 |
| ①地球環境問題、社会的な環境への取組み、順守義務、顧客や利害関係者の要求事項に対する環境対策の欠如により、社会的評価、顧客との継続した信頼関係を損なう。  ②インフラストラクチャーや業務プロセスの脆弱性、緊急事態の発生、インシデントにより事業活動が阻害される。  ③環境関連法をはじめコンプライアンスなど従業員の地球環境問題、地域環境問題、順守義務に対する意識の欠如による「企業倫理の低下」がある。  ④ヒューマンエラーに起因する「インシデントの発生」  ⑤環境マネジメントシステムの継続的な改善が出来ないことで環境保全活動が低下する |

|  |
| --- |
| 【機会の決定】  事業目的、EMSの成果の達成  利害関係者の期待、ニーズへ応えることで信頼関係が高まる。  —　環境パフォーマンスの向上と有益な環境側面の展開  —　順守及びコンプライアンスにより信用の向上  —　組織目標及び環境目標の達成 |
| ①環境マネジメントシステムを確立し、環境保全活動の確保により、お客様との継続した信頼関係を構築し、事業の拡大を図る。  ②環境リスクを考慮しつつ、新規取り組み、新技術などを積極的に取り入れることにより事業機会の拡大を図る。  ③経営戦略への取り込みが可能となる。  ④競合他社に対する差別化、優位性の確保。  ⑤環境保全活動の成果により、企業の社会的評価が向上する。 |

# 第６章　敷地、建物、配置図

1. 敷地外部との境界線を明確にする
2. 下水道、河川、農地、住宅地、病院、学校等を明確にする。

別紙